

高松市競輪事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の競輪事業の今後の在り方について広く検討するため、高松市競輪事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 本市の競輪事業の現状に対する評価及び将来の見通しに関すること。
- (2) 本市の競輪事業の存廃を含めた今後の在り方に関すること。
- (3) 高松競輪場の耐震対策に関すること。
- (4) その他検討委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、創造都市推進局産業経済部競輪場事業課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月16日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の検討委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。